

第百五十六回 参議院 総務委員会 會議録第十八号

平成十五年六月十日(火曜日)

午後一時開会

委員の異動

六月九日

辞任

内藤 正光君

補欠選任

山根 隆治君

出席者は左のとおり。

委員長

山崎 力君

理事

景山俊太郎君

世耕 弘成君

山内 俊夫君

伊藤 基隆君

高橋 千秋君

委員

泉 信也君

加藤 紀文君

岸 宏一君

久世 公堯君

椎名 一保君

谷川 秀善君

森元 恒雄君

奥石 東君

高嶋 良充君

辻 泰弘君

山根 隆治君

木庭健太郎君

山下 栄一君

八田ひろ子君

宮本 岳志君

松岡満壽男君

渡辺 秀央君

又市 征治君

国務大臣

総務大臣 片山虎之助君

事務局側

常任委員会専門

藤澤 進君

本日の會議に付した案件

○地方独立行政法人法案(内閣提出、衆議院送付)

○地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山崎力君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨日、内藤正光君が委員を辞任され、その補欠として山根隆治君が選任されました。

○委員長(山崎力君) 次に、地方独立行政法人法案及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。片山総務大臣。

○国務大臣(片山虎之助君) 地方独立行政法人法案及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、地方独立行政法人法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、地方公共団体が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆ

だねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせるため、地方独立行政法人の制度を設け、その運営の基本となる事項を定めようとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、地方独立行政法人の対象とする業務は、試験研究、大学の設置・管理、公営企業に相当する事業の経営、社会福祉事業の経営、その他の公共的な施設で政令で定めるものの設置・管理とすることとしております。

第二に、地方独立行政法人の設立手続は、設立団体が議会の議決を経て定款を定め、総務大臣又は都道府県知事の認可を受けることとしております。

第三に、地方独立行政法人に出資することができる者は地方公共団体に限定することとしております。

第四に、地方独立行政法人の役員員の身分については、一定の要件を満たす法人の役員員には、定款で定めることにより、地方公務員の身分を付与するものとしております。

第五に、地方独立行政法人の業務の実績については、目標による管理と評価の仕組みを設け、評価委員会による評価等を行うこととしております。

第六に、地方独立行政法人の財務及び会計は、原則として企業会計原則によることとし、また、地方独立行政法人の業務運営に必要な資金は設立団体から交付することとしております。

第七に、大学については、役員員を非公務員とするほか、理事長と学長を別に選任することができるとする等の特例を設けるとともに、公営企業に相当する事業についても所要の特例を設け

ることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

次に、地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、地方独立行政法人法の施行に伴い、関連する諸法律について、地方独立行政法人を地方公共団体と同様の位置付けとすることとするなど、所要の規定整備を行うものであります。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(山崎力君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十分散会

六月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、住民基本台帳ネットワークシステム中止のための住民基本台帳法の改正に関する請願

(第二二〇号)

一、シベリア抑留者に対する未払賃金の支払に関する請願(第二三〇二号)(第二三〇三号)(第二三〇四号)

第二二二〇号 平成十五年五月二十三日受理

住民基本台帳ネットワークシステム中止のための住民基本台帳法の改正に関する請願

請願者 千葉県松戸市高塚新田二五七ノ四

鎌田秀男外二百九十九名

紹介議員 松井 孝治君

住民基本台帳ネットワークシステムの稼働によって、すべての住民票に一けたの住民票コードが付けられ、さらに本人確認情報（六情報）が都道府県及び全国センターに市区町村から提供された。憲法にも示された人間の尊厳とプライバシーの権利を守る立場から、強制的に番号を付けることを許すことはできない。また、六情報を全国センターが管理し、公的機関に提供することにしても将来歯止めなく拡大利用されるおそれを強く抱いている。現に、利用目的を九三事務から二六四事務へ拡大する電子政府関連三法案も成立した。二〇〇三年八月にはICカードの発行も予定され、民間利用への拡大など、国民総背番号制へと一気に進むことは確実である。さらに、住民基本台帳ネットワークの面からも問題が多く、経費についても多額の税金を使い、市民や市区町村にとってのメリットを感じられない。一、住民基本台帳ネットワークを中止するため、住民基本台帳法を改正すること。

第二三〇二号 平成十五年五月二十九日受理
シベリア抑留者に対する未払賃金の支払に関する請願

請願者 東京都杉並区和田一ノ二七ノ一三
細川実外二百七十名
紹介議員 井上 美代君

一九四五年八月、日本がボツダム宣言を受諾して無条件降伏した直後、ソ連は六〇余万の旧日本軍人を、シベリアから中央アジアに至る各地に強制連行して、国際法を無視し長くは一〇年以上も過酷な強制労働に従事させた。酷寒・飢餓・医療不足のため六万数千人が死亡した。九死に一生を得て日本に帰った抑留者は、祖国の復興に一生懸命働き、日本が世界第二の経済大国として復興を遂げた時点で、政府に対して極めて控えめな「抑留中の給養費」と「捕虜の労働賃金は支払われるべし」という実定法並びに国際人道法による補償を求めたが、三〇余年を過ぎた今日もなお解決せず、

二二世紀に持ち越された。南方から帰国した捕虜には労働賃金が支払われ、シベリア抑留者に対しては支払われていない。これは明らかな不公平、差別である。捕虜に対する国家補償がなされていないのは世界中で我が国だけである。最近ソ連側の文書で「シベリア抑留は役務賠償」であったことも明確になっている。シベリア抑留問題は、他の戦後処理問題とは異なる。補償ではなく「未払賃金」の支払を要求しているのである。しかもこれは戦時ではなく、明らかに平和が回復した戦後に起きた大規模で重大な人権侵害である。抑留者の平均年齢は八〇歳を過ぎている。領土・平和条約交渉とともに、人権・人道法を遵守する立場で審議し、すべてのシベリア抑留者が真に納得できる措置が可及的速やかに実現することを求める。二、シベリア抑留者に対して、南方の連合軍捕虜となつた人と同様に、抑留中の労働「未払賃金」を支払う措置を採ること。

第二三〇三号 平成十五年五月二十九日受理
シベリア抑留者に対する未払賃金の支払に関する請願

請願者 東京都江戸川区南葛西五ノ一ノ二
ノ二一 続木広外二百九十九名
紹介議員 中村 敦夫君

この請願の趣旨は、第二三〇二号と同じである。

第二三〇四号 平成十五年五月二十九日受理
シベリア抑留者に対する未払賃金の支払に関する請願

請願者 北海道河東郡音更町駒場平和台五ノ四 佐藤次郎外七百七十五名
紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二三〇二号と同じである。
六月九日本委員会に左の案件が付託された。
一、地方独立行政法人法案

一、地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

地方独立行政法人法案
地方独立行政法人法

目次

第一章 総則

第一節 通則（第一条―第十条）

第二節 地方独立行政法人評価委員会（第十四条―第十五条）

第二章 役員及び職員（第十二条―第二十条）

第三章 業務運営

第一節 業務（第二十一条―第二十四条）

第二節 中期目標等（第二十五条―第三十一条）

第四章 財務及び会計（第三十二条―第四十六条）

第五章 人事管理

第一節 特定地方独立行政法人（第四十七条―第五十四条）

第二節 一般地方独立行政法人（第五十五条―第五十八条）

第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）

第七章 公立大学法人に関する特例（第六十八条―第八十条）

第八章 公営企業型地方独立行政法人に関する特例（第八十一条―第八十七条）

第九章 雑則（第八十八条―第九十六条）

第十章 罰則（第九十七条―第一百条）

附則

第一章 総則

第一節 通則

第一条 この法律は、地方独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる事項を定め、地方独立行政法人制度の確立並びに地方独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もつて住民の生活の安定並びに

に地域社会及び地域経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、地方公共団体が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

2 この法律において「特定地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人（第二十一条第二号に掲げる業務を行うものを除く。）のうち、その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要があるため、その役員及び職員に地方公務員の身分を与える必要があるものとして第七条の規定により地方公共団体が定款で定めるものをいう。

（業務の公共性、透明性及び自主性）

第三条 地方独立行政法人は、その行う事務及び事業が住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2 地方独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を住民に明らかにするよう努めなければならない。

3 この法律の運用に当たっては、地方独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

（名称）

第四条 地方独立行政法人は、その名称中に地方独立行政法人という文字を用いなければならない。

2 地方独立行政法人でない者は、その名称中に、地方独立行政法人という文字を用いてはならない。

(法人格)

第五条 地方独立行政法人は、法人とする。

(財産的基礎)

第六条 地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

2 地方公共団体でなければ、地方独立行政法人に出資することができない。

3 設立団体（地方独立行政法人を設立する一又は二以上の地方公共団体をいう。以下同じ。）は、地方独立行政法人の資本金の額の二分の一以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならない。

4 地方独立行政法人に出資される財産のうち金銭以外のものの価額は、出資の日現在における時価を基準として出資する地方公共団体が評価した価額とする。

5 前項の評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(設立)

第七条 地方公共団体は、地方独立行政法人を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この条において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立しようとする場合にあっては総務大臣、その他の場合にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。

(定款)

第八条 地方独立行政法人の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 設立団体
四 事務所の所在地
五 特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別

六 役員の数、任期その他役員に関する事項
七 業務の範囲及びその執行に関する事項
八 公共的な施設（住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設をいう。以下この条、第二十一条第五号及び第二十四条において同じ。）の設置及び管理を行う場合にあっては、当該公共的な施設の名称及び所在地

九 資本金、出資及び資産に関する事項
十 公告の方法
十一 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項

2 定款（前項第五号に掲げる事項を除く。）の変更は、設立団体の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 第一項第五号に掲げる事項については、定款を変更することができない。

(登記)
第九条 地方独立行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

3 地方独立行政法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

(民法の準用)

第十条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、地方独立行政法人について準用する。

第二節 地方独立行政法人評価委員会
(地方独立行政法人評価委員会)

第十一条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関する事項
二 その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に必要事項については、条例で定める。

第二章 役員及び職員
(役員)
第十二条 地方独立行政法人に、役員として、理事長一人、副理事長、理事及び監事を置く。ただし、定款で副理事長を置かないことができる。

(役員の職務及び権限)
第十三条 理事長は、地方独立行政法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、地方独立行政法人を代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐して地方独立行政法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して地方独立行政法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、地方独立行政法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は設立団体の長に意見を提出することができる。

(役員の任命)
第十四条 理事長は、次に掲げる者のうちから、設立団体の長が任命する。

一 当該地方独立行政法人が行う事務及び事業に高度な知識及び経験を有する者

二 前号に掲げる者のほか、当該地方独立行政

法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

2 監事は、財務管理、経営管理その他当該地方独立行政法人が行う事務又は事業の運営に關し優れた識見を有する者であつて、弁護士、公認会計士、税理士その他監査に関する実務に精通しているもののうちから、設立団体の長が任命する。

3 副理事長及び理事は、第一項各号に掲げる者のうちから、理事長が任命する。

4 理事長は、前項の規定により副理事長及び理事を任命したときは、遅滞なく、その旨を設立団体の長に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(役員の任期)
第十五条 役員の任期は、四年以内において定款で定める期間とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)
第十六条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

2 前項の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定める者は、非常勤の役員となることができる。

(役員の解任)
第十七条 設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員を解任するに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき
二 職務上の義務違反があるとき

3 前項に規定するもののほか、設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員（監

事を除く。の職務の執行が適当でないため当該地方独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき認めるときは、その役員を解任することができる。

4 理事長は、前二項の規定により副理事長及び理事を解任したときは、遅滞なく、その旨を設立団体の長に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(代表権の制限)

第十八条 地方独立行政法人と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該地方独立行政法人を代表する。

(代理人の選任)

第十九条 理事長又は副理事長は、理事又は地方独立行政法人の職員のうちから、当該地方独立行政法人の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第二十条 地方独立行政法人の職員は、理事長が任命する。

第三章 業務運営

第一節 業務

(業務の範囲)

第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。

一 試験研究を行うこと。

二 大学の設置及び管理を行うこと。

三 主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる事業で、次に掲げるものを経営すること。

イ 水道事業(簡易水道事業を除く)。

ロ 工業用水道事業

ハ 軌道事業

ニ 自動車運送事業

ホ 鉄道事業

ヘ 電気事業

ト ガス事業

チ 病院事業

リ その他政令で定める事業

四 社会福祉事業を営営すること。

五 公共的な施設で政令で定めるものの設置及び管理を行うこと(前三号に掲げるものを除く)。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第二十二条 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

(料金)

第二十三条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

(公共的な施設の設置及び管理)

第二十四条 地方独立行政法人が行う公共的な施設の設置及び管理については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条第二項及び第三項の規定を準用する。

第二節 中期目標等

(中期目標)

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下

の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という)を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ)。

二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の改善及び効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(中期計画)

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という)を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

三 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画

四 短期借入金金の限度額

五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(年度計画)

第二十七条 地方独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下「認可中期計画」という)に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画(次項において「年度計画」という)を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 地方独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第二十八条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができ

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

（中期目標に係る事業報告書）

第二十九条 地方独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を設立団体の長に提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 設立団体の長は、前項の規定により中期目標に係る事業報告書の提出を受けたときは、これを議会に報告しなければならない。

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第三十条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 第二十八条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十一条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

第四章 財務及び会計

第三十二条 地方独立行政法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

2 地方独立行政法人の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年の三月三十一日（一月一日から三月三十一日までの間に成立した地方独立行政法人にあつては、その年の三月三十一日）に終わるものとする。

（企業会計原則）

第三十三条 地方独立行政法人の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

（財務諸表等）

第三十四条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあつては、監事及び会

計監査人の意見。第四項及び第九十九条第八号において同じ。）を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 地方独立行政法人は、第一項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

（会計監査人の監査）

第三十五条 地方独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない地方独立行政法人を除く。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

（会計監査人の選任）

第三十六条 会計監査人は、設立団体の長が選任する。

（会計監査人の資格）

第三十七条 株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第四号（第二項第二号を除く。）の規定は、第三十五条の会計監査人について準用する。この場合において、同法第四号第二項第一号中「第二条第一項」とあるのは、「地方独立行政法人法第三十五条」と読み替えるものとする。

（会計監査人の任期）

第三十八条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての設立団体の長の第三十四条第一項の承認の時までとする。

（会計監査人の解任）

第三十九条 設立団体の長は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二 会計監査人たるにふさわしくない非行があつたとき。

三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（利益及び損失の処理等）

第四十条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の使途に充てることのできる。

4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることのできる。

5 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6 地方独立行政法人は、第四項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるとき

は、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。

7 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

(借入金等)

第四十一条 地方独立行政法人は、認可中期計画の第二十六条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金を行うことができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして設立団体の長の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、設立団体の長の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 設立団体の長は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行を行うことができる。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。

(財源措置)

第四十二条 設立団体は、地方独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(余裕金の運用)

第四十三条 地方独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他総務省令で定める有価証

券の取得
二 銀行その他総務省令で定める金融機関への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託
(財産の処分等の制限)

第四十四条 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(会計規程)

第四十五条 地方独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを設立団体の長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(設立団体の規則への委任)

第四十六条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、地方独立行政法人の財務及び会計に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

第五章 人事管理

第一節 特定地方独立行政法人

(役員及び職員)の身分

第四十七条 特定地方独立行政法人の役員及び職員は、地方公務員とする。

(役員の報酬等)

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公

共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の職員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人員費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があつたときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(役員の服務)

第五十条 特定地方独立行政法人の役員（以下この条において単に「役員」という。）は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的の政治運動をしてはならない。

3 役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(職員の給与)

第五十一条 特定地方独立行政法人の職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能力が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その職員の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準をそれぞれ定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の退職手当以外の給与及び退職手当の支

給の基準は、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員、他の特定地方独立行政法人の職員並びに民間事業の従事者の給与、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人員費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(職員の勤務時間等)

第五十二条 特定地方独立行政法人は、その職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の規程は、国及び地方公共団体の職員の勤務条件その他の事情を考慮したものでなければならない。

(職員に係る他の法律の適用除外等)

第五十三条 次に掲げる法律の規定は、特定地方独立行政法人の職員（以下この条において単に「職員」という。）には適用しない。

- 一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第八条（第六項を除く。）、第二十四条から第二十六条まで、第三十七条、第三十八条第二項、第三十九条第三項、第四十条第二項、第四十六条から第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで及び第五十八条（同条第三項中労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十四条第二項及び第三項並びに第十八条の二に係る部分並びに同法第七十五条から第八十八条まで及び船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十九条から第九十六条までに係る部分）（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第一項に規定する者に適用される場合に限る。）を除く。
- 二 行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の規定
- 三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第四条第二項、第六条

の二、第七条及び第九条の規定
 2 職員（政令で定める基準に従い特定地方独立行政法人の理事長が定める職にある者を除く。）については、地方公務員法第三十六条の規定は、適用しない。

3 職員に関する地方公務員法の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六條第一項	地方公共団体の長、議会の議長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会、人事委員会及び公平委員会並びに警視總監、道府県警察本部長、市町村の消防長（特別区が連合して維持する消防の消防長を含む。）その他法令又は条例に基づく任命権者	特定地方独立行政法人の理事長
第六條第二項	それぞれ職員 前項の任命権者は、同項 その補助機関たる上級の地方公務員	職員 特定地方独立行政法人の理事長は、前項 副理事長若しくは理事又は上級の職員
第十四條	地方公共団体	特定地方独立行政法人
第十六條各号列記以外の部分	条例	設立団体の条例
第十六條第三号	地方公共団体	特定地方独立行政法人又は設立団体
第十七條第四項	人事委員会を置かない地方公共団体	特定地方独立行政法人
第十七條第五項	人事委員会（人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者とする。以下第十八條、第十九條及び第二十二條第一項において同じ。）	特定地方独立行政法人の理事長
第十八條第一項	人事委員会 他の地方公共団体の機関	特定地方独立行政法人の理事長 地方公共団体の機関若しくは他の特定地方独立行政法人

第十八條第二項	これらの機関 人事委員会 又は他の地方公共団体	これらの機関又は他の特定地方独立行政法人 特定地方独立行政法人の理事長 、地方公共団体又は他の特定地方独立行政法人
第十九條及び第二十二條第一項	人事委員会	特定地方独立行政法人の理事長
第二十二條第五項	人事委員会を置かない地方公共団体	特定地方独立行政法人
第二十七條第二項	条例	特定地方独立行政法人
第二十八條第一項第四号	職制	組織
第二十八條第三項及び第四項並びに第二十八條の二第一項及び第二項	条例	設立団体の条例
第二十八條の二第三項	地方公共団体における 条例で 他の地方公共団体	特定地方独立行政法人における 特定地方独立行政法人の規程で 地方公共団体
第二十八條の三第一項	かわらず、条例で定めるところにより	かわらず
第二十八條の三第二項	ときは、条例で定めるところにより	ときは
第二十八條の四第一項	地方公共団体 条例	特定地方独立行政法人 設立団体の条例
第二十八條の四第二項及び第三項	条例	設立団体の条例
第二十八條の五第一項	地方公共団体	特定地方独立行政法人
第二十九條第一項第一号	条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める	設立団体の条例若しくは特定地方独立行政法人の
第二十九條第二項	当該地方公共団体 他の地方公共団体若しくは特定地方	当該特定地方独立行政法人 他の特定地方独立行政法人若しくは

第二十九条第四項及び第二十九条の第二項	条例	独立行政法人	地方公共団体
第三十一条	条例	設立団体の条例	設立団体の条例
第三十二条	条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める	特定地方独立行政法人の規程	設立団体の条例及び特定地方独立行政法人の
第三十五条	条例	設立団体の条例	特定地方独立行政法人
第三十六条第二項各号列記以外の部分	地方公共団体の区域	特定地方独立行政法人の設立団体の区域	
第三十六条第二項第五号	条例	設立団体の条例	
第三十八条第一項	人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）	特定地方独立行政法人の規程	
第四十二条	地方公共団体	特定地方独立行政法人	

4 職員に関する外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和六十二年法律第七十八号）第二条及び第七条の規定の適用については、同法第二条第一項中「条例」とあるのは「設立団体（地方独立行政法人（平成十五年法律第号）第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）の条例」と、「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、同項第四号中「条例で定めるもの」とあるのは「設立団体の条例で定めるもの」と、同法第七号中「条例」とあるのは「地方独立行政法人法第五十一条第二項に規定する退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準」とする。

5 職員に関する地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項、第三条第二項及び第五条

第二項の規定の適用については、同法第二条第一項中「条例で定める職員」とあるのは「設立団体（地方独立行政法人（平成十五年法律第号）第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）の条例で定める職員」と、「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、同法第三条第二項及び第五条第二項中「条例」とあるのは「設立団体の条例」とする。

6 職員に関する地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第三条第一項及び第二項並びに第五号第一項の規定の適用については、同法第三条第一項中「条例」とあるのは「設立団体（地方独立行政法人（平成十五年法律第号）第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）の条例」と、同条第二項及び第五条第一

項中「条例」とあるのは「設立団体の条例」とする。

（議会への報告等）

第五十四条 特定地方独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員（地方公務員法第二十八号第二項又は第二十九条の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法律又は条例の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。）の数を設立団体の長に報告しなければならない。

2 設立団体の長は、毎年、議会に対し、特定地方独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならない。

第二節 一般地方独立行政法人

（役員の兼職禁止）

第五十五条 特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人（以下「一般地方独立行政法人」という。）の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（準用）

第五十六条 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第四十八条第三項中「実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人員費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

2 第五十条第一項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。

（職員の給与）

第五十七条 一般地方独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならぬ。

2 一般地方独立行政法人は、その職員の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準をそれぞれ定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準は、当該一般地方独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定めなければならない。

（役員及び職員の地位）

第五十八条 一般地方独立行政法人の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置

（職員の引継ぎ等）

第五十九条 移行型特定地方独立行政法人（特定地方独立行政法人であつてその成立の日の前日において現に設立団体が行っている業務に相当する業務を当該特定地方独立行政法人の成立の日以後行うものをいう。以下この章において同じ。）の成立の際、現に設立団体の内部組織で当該移行型特定地方独立行政法人の業務に相当する業務を行うもののうち当該設立団体の条例で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該移行型特定地方独立行政法人の成立の日において、当該移行型特定地方独立行政法人の成立の日以後行ふものをいう。以下この章において同じ。）の成立の際、現に設立団体の内部組織で当該移行型一般地方独立行政法人の業務に相当する業務を行うもののうち当該設立団体の業務に相当する業務を行うもののうち当該設立団体の業務に相当する業務を行うものは、別に辞令を発せられない限り、当該移行型一般地方独立行政法人の成立の日において、当該移行型一般地方独立行政法人の職員の職となるものとする。

（職員の引継ぎ等）

第五十九条 移行型特定地方独立行政法人（特定地方独立行政法人であつてその成立の日の前日において現に設立団体が行っている業務に相当する業務を当該特定地方独立行政法人の成立の日以後行うものをいう。以下この章において同じ。）の成立の際、現に設立団体の内部組織で当該移行型特定地方独立行政法人の業務に相当する業務を行うもののうち当該設立団体の条例で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該移行型特定地方独立行政法人の成立の日において、当該移行型特定地方独立行政法人の成立の日以後行ふものをいう。以下この章において同じ。）の成立の際、現に設立団体の内部組織で当該移行型一般地方独立行政法人の業務に相当する業務を行うもののうち当該設立団体の業務に相当する業務を行うものは、別に辞令を発せられない限り、当該移行型一般地方独立行政法人の成立の日において、当該移行型一般地方独立行政法人の職員の職となるものとする。

第六十条 前条第二項の規定により移行型一般地方独立行政法人の職員となつた者に対する地方公務員法第二十九条第二項の規定の適用については、当該移行型一般地方独立行政法人の職員を同項に規定する特別職地方公務員等と、前条第二項の規定により地方公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等となるため退職したものとみなす。

第六十一条 移行型地方独立行政法人（移行型特定地方独立行政法人及び移行型一般地方独立行政法人をいう。以下この章において同じ。）は、第五十九条の規定により当該移行型地方独立行政法人の職員となつた者の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の設立団体の職員としての引き続き在職期間を当該移行型地方独立行政法人の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が当該設立団体を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

第六十二条 移行型地方独立行政法人は、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日に設立団体の職員として在職し、第五十九条の規定により当該移行型地方独立行政法人の職員となつた者のうち当該移行型地方独立行政法人の成立の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第一百六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該移行型地方独立行政法人を退職したものであつて、その退職した日まで当該設立団体の職員として在職したものとしないならば、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条の規定に相当する当該設立団体の条例の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、当該規定の例により算出した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。ただし、その者が当該設立団体を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、国家公務員退職手当法第十条の規定に相当する退職手当の支給の基準（第五十一条第二項又は第五十七条第二項に規定する基準のうち退職手当の支給に係るものをいう。）の規定による退職手当の支給を受ける移行型地方独立行政法人の職員については、適用しない。（児童手当に関する経過措置）

第六十三条 第五十九条の規定により移行型地方独立行政法人の職員となつた者であつて、当該移行型地方独立行政法人の成立の日以前において設立団体の長又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七十一条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に關しては、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において同法第七十一条の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八條第二項（同法附則第六条第二項、第七條第四項又は第八條第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該移行型地方独立行政法人の成立の日以前日の属する月の翌月から始める。（移行型地方独立行政法人の職員となる者の職員団体についての経過措置）

第六十四条 移行型特定地方独立行政法人の成立の際現に存する地方公務員法第五十二条第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が第五十九条第一項の規定により当該移行型特定地方独立行政法人の職員となる者であるものは、当該移行型特定地方独立行政法人の成

立の際地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、当該移行型特定地方独立行政法人の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、当該移行型特定地方独立行政法人の成立の日から起算して六十日を経過する日まで、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第六十五条 移行型一般地方独立行政法人の成立の際現に存する地方公務員法第五十二条第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が第五十九条第二項の規定により当該移行型一般地方独立行政法人の職員となる者であるものは、当該移行型一般地方独立行政法人の成立の際労働組合法の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前条第二項の規定は前項の規定により法人である労働組合となつたものについて、同条第三項の規定は前項の規定により労働組合となつたものについて、それぞれ準用する。（権利義務の承継等）

第六十六条 移行型地方独立行政法人の成立の際、当該移行型地方独立行政法人が行う業務に關し、現に設立団体が有する権利及び義務（当該移行型地方独立行政法人の成立前に設立団体が当該業務に相当する業務に關して起こした地方債のうち当該移行型地方独立行政法人の成立

の日までに償還されていないものに係るものを除く。）のうち政令で定めるところにより設立団体の長が定めるものは、当該移行型地方独立行政法人の成立の時に於いて当該移行型地方独立行政法人が承継する。

2 前項の規定により移行型地方独立行政法人が権利及び義務を承継する場合においては、設立団体の長は、あらかじめ、総務省令で定めるところにより、当該移行型地方独立行政法人の成立の日現在における当該移行型地方独立行政法人の資産及び負債の見込みを明らかにする書類（次項において「資産及び負債に関する書類」という。）を作成し、かつ、当該義務に係る債権者（次項、第六項及び第七項において「債権者」という。）の閲覧に供するため、これをその事務所に備えて置かなければならない。

3 設立団体の長は、前項の規定により資産及び負債に関する書類をその事務所に備え置くまでに、債権者に対し、異議があれば当該資産及び負債に関する書類を備え置いた日から一定の期間内にこれを述べべき旨を公告し、かつ、知れていない債権者には、格別にこれを催告しなければならない。

4 前項の規定による公告を日刊新聞紙に掲載し、するときは、同項の規定にかかわらず、設立団体の長による格別の催告は、することを要しない。

5 第三項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

6 債権者が第三項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、当該義務の承継を承認したものとみなす。

7 債権者が異議を述べたときは、設立団体は、弁済し、若しくは相當の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相當の財産を信託しなければならぬ。ただし、第一項の規定により当該義務を承継してもその債権者を害するおそれがないときは、この限りで

ない。

第六十七条 前条の規定により移行型地方独立行政法人が設立団体の有する権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、承継される権利に係る財産の価額の合計額が承継される義務に係る負債の価額の合計額を超えるときは、その差額に相当する金額及び当該設立団体が出資する資金その他の財産の価額の合算額が当該設立団体から当該移行型地方独立行政法人に対し出資されたものとする。

2 前条の規定により移行型地方独立行政法人が設立団体の有する権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、承継される権利に係る財産の価額の合計額が承継される義務に係る負債の価額の合計額を下回るときは、その差額に相当する金額を当該設立団体が当該移行型地方独立行政法人の設立に際して出えんする資金その他の財産の価額から控除して得た額が当該設立団体から当該移行型地方独立行政法人に対し出資されたものとする。

3 前二項に規定する承継される権利に係る財産の価額は、移行型地方独立行政法人の成立の日現在における時価を基準として設立団体が評価した価額とする。

4 前項の評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章 公立大学法人に関する特例
(名称の特例)

第六十八条 一般地方独立行政法人で第二十一条第二号に掲げる業務を行うもの(以下この章において「公立大学法人」という。)は、第四条第一項の規定にかかわらず、その名称中に、地方独立行政法人という文字に代えて、公立大学法人という文字を用いなければならない。

2 公立大学法人でない者は、その名称中に、公立大学法人という文字を用いてはならない。
(教育研究の特性への配慮)

第六十九条 設立団体は、公立大学法人に係るこの法律の規定に基づく事務を行うに当たつて

は、公立大学法人が設置する大学における教育研究の特性に常に配慮しなければならない。
(他業の禁止)

第七十条 公立大学法人は、第二十一条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行ってはならない。
(理事長の任命の特例等)

第七十一条 公立大学法人の理事長は、当該公立大学法人が設置する大学の学長となるものとする。ただし、定款で定めるところにより、当該公立大学法人が設置する大学の全部又は一部について、学長を理事長と別に任命するものとすることができる。

2 前項の規定により大学の学長となる公立大学法人の理事長(以下この章において「学長」となる理事長」という。)の任命は、第十四条第一項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の申出に基づいて、設立団体の長が行う。

3 前項の申出は、学長となる理事長が学長となる大学に係る選考機関(学長となる理事長又は第五項に規定する学長を別に任命する大学の学長をこの項又は第五項の規定により選考するため、定款で定めるところにより公立大学法人に当該公立大学法人が設置する大学ごとに設置される機関をいう。以下この章において同じ。)の選考に基づき行う。この場合において、学長となる理事長で二以上の大学の学長となるものの任命に係るこれらの大学に係る選考機関の選考の結果が一致しないときは、前項の申出は、定款で定めるところにより、これらの選考機関の代表者で構成する会議の選考に基づき行う。

4 選考機関は、公立大学法人が設置する大学ごとに、第七十七条第一項に規定する経営審議機関を構成する者の中から当該経営審議機関において選出された者及び同条第三項に規定する教育研究審議機関を構成する者の中から当該教育研究審議機関において選出された者により構成するものとする。

5 第一項ただし書の規定により学長を理事長と

別に任命するものとされた大学(以下この章において「学長を別に任命する大学」という。)

の学長の任命は、当該学長を別に任命する大学に係る選考機関の選考に基づき、理事長が行う。

6 第三項に規定する学長となる理事長の選考及び前項に規定する学長を別に任命する大学の学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができ、能力を有する者のうちから行わなければならない。

7 第五項の規定により任命された学長を別に任命する大学の学長は、第十四条第三項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の副理事長となるものとする。

8 公立大学法人(第一項ただし書の規定により、当該公立大学法人が設置する大学の全部について、学長を理事長と別に任命するものとされているものに限る。)の理事長は、第十四条第一項の規定にかかわらず、第六項に規定する者のうちから、設立団体の長が任命する。

9 公立大学法人の副理事長(第七項の規定により副理事長となるものを除く。)及び理事は、第十四条第三項の規定にかかわらず、第六項に規定する者のうちから、理事長が任命する。この場合においては、同条第四項の規定を準用する。

第七十二条 学長となる理事長の公立大学法人の成立後最初の任命については、前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の申出に基づくことを要しないものとし、定款で定めるところにより、設立団体の長が任命するものとする。

2 学長を別に任命する大学の当該学長を別に任命する大学の設置後最初の任命については、前条第五項の規定にかかわらず、当該学長を別に任命する大学に係る選考機関の選考に基づくことを要しないものとし、定款で定めるところにより、理事長が任命するものとする。

3 前条第六項の規定は、前二項の規定による任

命について準用する。この場合において、同条第六項中「第三項に規定する学長となる理事長の選考及び前項に規定する学長を別に任命する大学の学長の選考」とあるのは、「次条第一項に規定する学長となる理事長の任命及び同条第二項に規定する学長を別に任命する大学の学長の任命」と読み替えるものとする。
(教員等の任命等)

第七十三条 学長を別に任命する大学において、理事長が副学長、学部長その他政令で指定する部局の長及び教員(教授、助教授、講師及び助手をいう。)を第二十条の規定により任命し、免職し、又は降任するときは、学長の申出に基づき行うものとする。

(学長の任期等)

第七十四条 公立大学法人が設置する大学の学長の任期は、二年以上六年を超えない範囲内において、当該大学に係る選考機関の議を経て、当該公立大学法人の規程で定めるものとする。この場合において、当該公立大学法人の理事長が二以上の大学の学長となるときは、これらの学長の任期は、同一の期間となるように定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、公立大学法人が設置する大学の設置後最初の当該大学の学長の任期は、六年を超えない範囲内において、定款で定めるものとする。

3 学長となる理事長及び副理事長(第七十一条第七項の規定により副理事長となるものに限る。)の任期は、第十五条第一項の規定にかかわらず、前二項の規定により定められる学長の任期によるものとし、第八条第一項第六号の規定にかかわらず、これを定款に規定することを要しないものとする。

4 公立大学法人(第七十一条第一項ただし書の規定により、当該公立大学法人が設置する大学の全部について、学長を理事長と別に任命するものとされているものを除く。)の副理事長(同条第七項の規定により副理事長となるものを除

く。以下この項及び次項において同じ。及び理事の任期は、第十五条第一項の規定にかかわらず、六年を超えない範囲内において理事長が定める。ただし、副理事長及び理事の任期の末日は、当該副理事長及び理事を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。

5 前項に規定する副理事長及び理事の任期は、第八条第一項第六号の規定にかかわらず、これを定款に規定することを要しないものとする。

(理事長の解任の特例等)

第七十五条 第十七条第一項(次条において準用する場合を含む。)に規定する場合を除き、第十七条第二項及び第三項(これらの規定は次条において準用する場合を含む。)の規定により、学長となる理事長を解任する場合又は学長を別に任命する大学の学長を解任する場合には、当該学長となる理事長が学長である大学又は当該学長を別に任命する大学に係る選考機関の申出により行うものとする。この場合において、公立大学法人の理事長が二以上の大学の学長であるときは、これらの大学に係るすべての選考機関の申出により行うものとする。

(準用)

第七十六条 第十四条第四項、第十五条第二項、第十六条第一項及び第十七条の規定は、学長を別に任命する大学の学長の任命及び解任について準用する。この場合において、第十四条第四項中「前項」とあるのは「第七十一条第五項」と、「副理事長及び理事」とあるのは「学長を別に任命する大学(同項に規定する学長を別に任命する大学をいう。以下同じ。)の学長」と、第十五条第二項及び第十六条第一項中「役員」とあるのは「学長を別に任命する大学の学長」と、第十七条第一項及び第二項中「設立団体の長又は理事長は、それぞれ」とあるのは「理事長は、」と、「役員」とあるのは「学長を別に任命する大学の学長」と、同条第三項中「設立団体の長又は理事長は、それぞれ」とあるのは「理事長は、」と、「役員(監事を除く。)」とあるのは

は「学長を別に任命する大学の学長」と、「その役員」とあるのは「その学長を別に任命する大学の学長」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「前二項及び第七十五条」と、「副理事長及び理事」とあるのは「学長を別に任命する大学の学長」と読み替えるものとする。

(審議機関)

第七十七条 公立大学法人は、定款で定めるところにより、当該公立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関(次項において「経営審議機関」という。)を置くものとする。

2 経営審議機関は、理事長、副理事長その他の者により構成するものとする。

3 公立大学法人は、定款で定めるところにより、当該公立大学法人が設置する大学(ことに当該大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関(次項において「教育研究審議機関」という。)を置くものとする。

4 教育研究審議機関は、学長、学部長その他の者により構成するものとする。

(中期目標等の特例)

第七十八条 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあり、及び同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内」とあるのは、「六年間」とする。

2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第二十五条第二項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。

3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

4 公立大学法人に関する第二十六条第四項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第七十八条第二項に定める事項」とする。

とする。

(認証評価機関の評価の活用)

第七十九条 評価委員会が公立大学法人について第三十条第一項の評価を行うに当たっては、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第六十九条の第三第二項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえるものとする。

(設立の認可等の特例)

第八十条 公立大学法人に関するこの法律の規定の適用については、この法律中「総務大臣」とあるのは、「総務大臣及び文部科学大臣」とする。

第八章 公営企業型地方独立行政法人に関する特例

(企業の経済性の発揮)

第八十一条 地方独立行政法人で第二十一条第三号に掲げる業務を行うもの(以下この章において「公営企業型地方独立行政法人」という。)は、住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資するよう努めるとともに、常に企業の経済性を発揮するよう努めなければならない。

(他業の禁止)

第八十二条 公営企業型地方独立行政法人は、第二十一条第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行ってはならない。

(料金及び中期計画の特例)

第八十三条 第二十三条の規定は、公営企業型地方独立行政法人には適用しない。

2 公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画においては、第二十六条第二項各号に掲げる事項のほか、料金に関する事項について定めるものとする。

3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

(利益及び損失の処理の特例)

第八十四条 公営企業型地方独立行政法人が、毎

事業年度、第四十条第一項に規定する残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の使途に充てる場合には、第四十条第三項の規定にかかわらず、設立団体の長の承認を受けることを要しない。

(財源措置の特例)

第八十五条 公営企業型地方独立行政法人の事業の経費のうち、次に掲げるものは、設立団体が負担するものとする。

一 その性質上当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費

二 当該公営企業型地方独立行政法人の性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 公営企業型地方独立行政法人の事業の経費は、前項の規定により設立団体が負担するものを除き、原則として当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

(債務の負担)

第八十六条 公営企業型地方独立行政法人(第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人であるものに限る。以下この項及び次条において同じ。)は、設立団体に対し、第六十六条第一項に規定する地方債のうち当該公営企業型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないものに相当する額の債務を負担する。

2 前項の規定により負担する債務の償還及び当該債務に係る利子の支払その他の同項の規定による債務の負担に関し必要な事項は、政令で定める。

(権利義務の承継等の特例)

第八十七条 公営企業型地方独立行政法人に関する第六十七条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「負債の価額」とあるのは、「負債の価額及び第八十六条第一項の

規定により公営企業型地方独立行政法人が設立団体に対して負担する債務の額」とする。

2 公営企業型地方独立行政法人が第六十六条第一項の規定により承継する権利に係る財産の価額については、当該財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でないことを認めるときは、第六十七条第三項の規定にかかわらず、当該財産の時価によらないことができる。

第九章 雑則

(報告及び検査)

第八十八条 総務大臣若しくは都道府県知事又は設立団体の長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、地方独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、地方独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(違法行為等の是正)

第八十九条 設立団体の長は、地方独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、他の法令若しくは設立団体の条例若しくは規則に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 地方独立行政法人は、前項の規定による設立団体の長の命令があつたときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を設立団体の長に報告しなければならない。

3 総務大臣又は都道府県知事は、地方独立行政

法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、設立団体又はその長に対し、第一項の規定による命令その他の必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

4 総務大臣又は都道府県知事は、前項の規定によるほか、地方独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるところにおいて、緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、自ら当該地方独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(設立団体が二以上である場合の特例)

第九十条 設立団体が二以上である地方独立行政法人に係る第十四条第一項及び第二項、第十七条第一項から第三項まで(第七十六条において準用する場合を含む)、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十五條第一項及び第二項第一号、第二十六條第一項及び第四項、第三十一條第一項、第三十四條第一項、第三十六條、第三十九條、第四十條第三項及び第四項、第四十一條第一項ただし書及び第二項ただし書、第四十四條第一項、第五十條第三項、第五十五條、第七十一條第二項及び第八項、第七十二條第一項、第八十八條第一項並びに前条第一項に規定する権限の行使については、当該設立団体の長が協議して定めるところによる。

2 設立団体が二以上である場合において、第二十二條第二項、第二十六條第一項及び第二項第七号、第二十七條第一項、第二十九條第一項、第三十四條第一項及び第四項、第四十條第七項、第四十四條第一項並びに第四十六條の規定により条例又は規則で定めるものとされている事項は、当該設立団体が協議して定めるものとする。

3 設立団体は、前項の規定により協議して定めようとする場合において、当該事項が第四十四

条第一項の規定により条例で定めるものとされている事項であるときは、あらかじめ、それぞれ議会の議決を経なければならない。

4 第八条第一項各号に掲げる事項のほか、設立団体が二以上である特定地方独立行政法人の定款には、当該特定地方独立行政法人の職員に対していづれの設立団体の条例を適用するかを定めなければならない。

5 設立団体が二以上である場合における第五十三條第三項から第六項までの規定の適用については、同条第三項の表中「設立団体(地方独立行政法人法第六條第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。)」とあるのは「地方独立行政法人法第九十條第四項の規定によりその条例を特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体(以下「条例適用設立団体」という。の)」と、「設立団体の条例」とあるのは「条例適用設立団体の条例」と、同条第四項から第六項までの規定中「設立団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第六條第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。)」とあるのは「地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第九十條第四項の規定によりその条例を同法第二條第二項に規定する特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体(以下「条例適用設立団体」という。の)」と、「設立団体の条例」とあるのは「条例適用設立団体の条例」とする。

(職員の派遣)

第九十一条 地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、当該地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、特定地方独立行政法人の理事長に対し、当該特定地方独立行政法人の職員の派遣を求めることができる。

2 地方自治法第二百五十二條の十七第二項から第四項までの規定は、前項の規定により職員の派遣を求める場合について準用する。この場合

において、同条第二項中「職員の派遣を求め、又はその求めに応じて職員を派遣しようとするときは」とあるのは「職員の派遣を求めようとするときは」と、同条第三項中「旅費」とあるのは「旅費又はこれらに相当する給与その他の給付」と、「退職手当及び」とあるのは「退職手当又はこれに相当する給与並びに」と、「派遣をした普通地方公共団体」とあるのは「派遣をした特定地方独立行政法人」と、同条第四項中「派遣をした普通地方公共団体」とあるのは「派遣をした特定地方独立行政法人」と読み替えるものとする。

3 特定地方独立行政法人の理事長は、当該特定地方独立行政法人の事務の処理又は事業の実施のため特別の必要があると認めるときは、地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は他の特定地方独立行政法人の理事長に対し、当該地方公共団体又は他の特定地方独立行政法人の職員の派遣を求めることができる。

4 地方自治法第二百五十二條の十七第二項から第四項までの規定は、前項の規定により職員の派遣を求める場合について準用する。この場合において、同条第二項中「職員の派遣を求め、又はその求めに応じて職員を派遣しようとするときは」とあるのは「職員の派遣の求めに応じて職員を派遣しようとするときは」と、同条第三項中「旅費」とあるのは「旅費又はこれらに相当する給与その他の給付」と、「退職手当及び」とあるのは「退職手当又はこれに相当する給与並びに」と、「派遣をした普通地方公共団体」とあるのは「派遣をした地方公共団体又は他の特定地方独立行政法人」と、同条第四項中「派遣をした普通地方公共団体」とあるのは「派遣をした地方公共団体又は他の特定地方独立行政法人」と読み替えるものとする。

(解散)

第九十二条 地方独立行政法人は、設立団体がその議会の議決を経て第七條の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けたとき

に、解散する。

2 地方独立行政法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、地方独立行政法人に出資した地方公共団体に對し、これを定款で定めるところにより分配しなければならない。

第九十三条 設立団体は、地方独立行政法人が解散する場合において、その財産をもって債務を完済することができないときは、当該地方独立行政法人に對し、当該債務を完済するために要する費用の全部を負担しなければならない。

(民法等の準用)

第九十四条 民法第七十三条から第七十六条まで、第七十七条(届出に関する部分に限る。)、第七十八条から第八十条まで、第八十二条及び第八十三条並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六条から第三十七条ノ二まで並びに第三百三十五条ノ二第五第二項及び第三項の規定は、地方独立行政法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十四条中「理事」とあるのは、「理事長、副理事長及び理事」と読み替えるものとする。

2 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、地方独立行政法人を地方公共団体とみなしてこれらの法令を準用する。

(指定都市の特例)

第九十五条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市に對する第七條(第八條第二項及び第九十二条第一項においてその例による場合を含む。)の規定の適用については、当該指定都市を都道府県とみなす。

(政令への委任)

第九十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。

第十章 罰則

第九十七条 第五十条第一項(第五十六条第二項

において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十八条 第八十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした地方独立行政法人の役員、清算人又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした地方独立行政法人の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により総務大臣若しくは都道府県知事又は設立団体の長の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律の規定により設立団体の長に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 定款に規定する業務以外の業務を行ったとき。

五 第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

六 第二十六条第四項の規定による設立団体の長の命令に違反したとき。

七 第二十九条第一項の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。

八 第三十四条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

九 第四十三条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

十 第五十四条第一項又は第八十九条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十一 第八十九条第一項の規定による設立団体の長の命令又は同条第四項の規定による総務大臣若しくは都道府県知事の命令に違反したとき。

十二 第九十二条第二項の規定に違反して、残余財産を分配したとき。

十三 第九十四条第一項において準用する民法第七十九条第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十四 第九十四条第一項において準用する民法第七十九条第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

第一百条 第四条第二項又は第六十八条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(設立に関する経過措置)

第二条 地方公共団体は、この法律の施行の日前においても、第二条、第四条第一項、第五条から第七条まで、第八条第一項、第十二条、第十三条第二項及び第三項、第十五条第一項、第二十一条、第六十八条第一項、第七十条、第七十一条第一項及び第三項、第七十二条第一項及び第二項、第七十四条第二項、第七十七条、第八十条、第八十二条、第九十条第四項、第九十二条第二項並びに第九十五条の規定の例により、その議会の議決を経て定款を定め、総務大臣又は都道府県知事の認可を受けることができる。

この場合において、当該認可の効力は、この法律の施行の日から生ずるものとする。

2 地方公共団体は、この法律の施行の日前においても、第六十六条の規定の例により、移行型地方独立行政法人に権利及び義務を承継させるために必要な行為をすることができる。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に地方独立行政法人又は公立大学法人という文字を用いている者については、第四条第二項又は第六十八条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

目次

第一章 内閣関係(第一条―第六条)

第二章 総務省関係(第七条―第二十五条)

第三章 法務省関係(第二十六条)

第四章 財務省関係(第二十七条―第三十一条)

第五章 文部科学省関係(第三十二条―第三十七条)

第六章 厚生労働省関係(第三十八条―第四十七条)

第七章 農林水産省関係(第四十八条―第五十一条)

第八章 経済産業省関係(第五十二条―第五十三条)

第九章 国土交通省関係(第五十四条・第五十五条)

第十章 環境省関係(第五十六条)

附則

第一章 内閣関係

(災害対策基本法の一部改正)

第一条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「港湾法」を「地方独立行政

法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律
第 号）第二条第一項に規定する地方独立
行政法人をいう。）及び港湾法に、「及び」を
「並びに」に改める。

第三十条第二項中「都道府県知事に對し」の
下に「、それぞれ」を、「派遣について」の下
に「、又は同条の規定による職員を派遣若しくは
地方独立行政法人法第九十一条第一項の規定
による職員（指定地方公共機関である同法第二
条第二項に規定する特定地方独立行政法人（次
条において「特定地方公共機関」という。）の
職員に限る。）の派遣について」を加える。

第三十一条中「指定公共機関」の下に「及び
特定地方公共機関」を加える。

（都市再生特別措置法の一部改正）
第二条 都市再生特別措置法（平成十四年法律第
二十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「及び独立行政法人」を、「独
立行政法人」に改め、「独立行政法人をいう。
以下同じ。」の下に「及び地方独立行政法人（地
方独立行政法人法（平成十五年法律第 号）
第二条第一項に規定する地方独立行政法人をい
う。以下同じ。」を加える。

第十九条第二項中「又は地方公共団体」を
「地方公共団体」に改め、「除く。」の下に「又
は地方独立行政法人の長」を加え、同条第四項
中「独立行政法人の長及び」を「独立行政法人
及び地方独立行政法人の長並びに」に改める。
（入札談合等関与行為の排除及び防止に関する
法律の一部改正）

第三条 入札談合等関与行為の排除及び防止に關
する法律（平成十四年法律第百一号）の一部を
次のように改正する。

第五条第一項中「同じ。」の下に「及び特定
地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成
十五年法律第 号）第二条第二項に規定する
特定地方独立行政法人をいう。以下この項に
おいて同じ。」を加え、「又は特定独立行政法
人の長」を「特定独立行政法人の長又は特定

地方独立行政法人の理事長」に改める。
（知的財産基本法の一部改正）

第四条 知的財産基本法（平成十四年法律第百二
十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「独立行政法人をいう。第三
十条第一項において同じ。」の下に「及び地方
独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五
年法律第 号）第二条第一項に規定する地
方独立行政法人をいう。第三十条第一項におい
て同じ。」を加える。

第三十条第一項中「及び独立行政法人」を
「独立行政法人及び地方独立行政法人」に改
める。

（構造改革特別区域法の一部改正）
第五条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第
百八十九号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「及び独立行政法人」を
「独立行政法人」に改め、「独立行政法人をい
う。」の下に「及び地方独立行政法人（地方独
立行政法人法（平成十五年法律第 号）第
二条第一項に規定する地方独立行政法人をい
う。」を加える。

（個人情報保護に関する法律の一部改正）
第六条 個人情報保護に関する法律（平成十五
年法律第 号）の一部を次のように改正す
る。

第二条第三項中第四号を第五号とし、第三号
の次に次の一号を加える。

四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法
（平成十五年法律第 号）第二条第一
項に規定する地方独立行政法人をいう。以
下同じ。）

第七条第二項中第七号を第八号とし、第六号
を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の
次に次の一号を加える。

五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報保護
の保護のための措置に関する基本的な事項
第十一条の見出しを「地方公共団体等が保
有する個人情報の保護」に改め、同条に次の

一項を加える。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立
行政法人について、その性格及び業務内容に
応じ、その保有する個人情報の適正な取扱い
が確保されるよう必要な措置を講ずることに
努めなければならない。

第二章 総務省関係

（最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正）

第七条 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十
二年法律第百三十六号）の一部を次のように改
正する。

第四十七条第一項中「同じ。」の下に「特
定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平
成十五年法律第 号）第二条第二項に規定
する特定地方独立行政法人をいう。次項におい
て同じ。」を加え、同条第二項中「特定独立行
政法人」の下に「、特定地方独立行政法人」を
加える。

（政治資金規正法の一部改正）

第八条 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百
九十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の九第一項中「以下同じ。」の下
に「若しくは特定地方独立行政法人（地方独立
行政法人法（平成十五年法律第 号）第二
条第二項に規定する特定地方独立行政法人をい
う。以下同じ。」を加え、同項第五号中「地方
公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第百
八十九号）第三条第二項」を「地方公営企業等
の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第
二百八十九号）第三条第四号」に改め、同条第
二項中「特定独立行政法人」の下に「若しくは
特定地方独立行政法人」を加える。

第二十六条の四第四号中「特定独立行政法人」
の下に「若しくは特定地方独立行政法人」を加
える。

（公職選挙法の一部改正）
第九条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）
の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項中「以下同じ。」の下に

「特定地方独立行政法人（地方独立行政法人
法（平成十五年法律第 号）第二条第二項
に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下
同じ。）を、「（特定独立行政法人）の下に「特
定地方独立行政法人」を加え、同項第五号中「地
方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第
二百八十九号）第三条第二項」を「地方公営企業
等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律
第二百八十九号）第三条第四号」に改め、同条
第三項中「特定独立行政法人」の下に「、特定
地方独立行政法人」を加える。

第百三十六条の二第一項第二号、第二百二十
六条、第二百三十九条の二第一項及び第二百五
十一条の四第一項中「特定独立行政法人」の下
に「、特定地方独立行政法人」を加える。

（地方税法の一部改正）

第十条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十
六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第一号中「地方開発事業団」
の下に「、地方独立行政法人（地方独立行政法
人法（平成十五年法律第 号）第六十一条
に規定する移行型地方独立行政法人でその成立
の日の前日において現に設立団体（同法第六
条第三項に規定する設立団体）をいう。」が行つて
いる業務に相当する業務のみを当該成立の日以
後引き続き行うものに限る。以下「非課税地方
独立行政法人」という。」を加える。

第七十二条の四第一項第一号の次に次の一号
を加える。

一の二 地方独立行政法人
第七十三条の三第一項及び第百四十六条第一
項中「及び地方開発事業団」を「、地方開発事
業団及び非課税地方独立行政法人」に改める。
第百七十九条中「及びこれらの組合」を「こ
れらの組合及び非課税地方独立行政法人」に改
める。

第二百九十六条第一項第一号中「地方開発事
業団」の下に「、非課税地方独立行政法人」を
加える。

第三百四十八条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 市町村は、非課税地方独立行政法人が所有する固定資産（当該固定資産を所有する非課税地方独立行政法人以外の者が使用しているものその他の政令で定めるものを除く。）に対しては、固定資産税を課することができない。

第四百四十三条第一項及び第五百八十六条第一項中「及び地方開発事業団」を「地方開発事業団及び非課税地方独立行政法人」に改める。第六百九十九条の四第一項中「及び地方開発事業団」を「地方開発事業団及び非課税地方独立行政法人」に改め、「政令で定めるもの」の下に「及び地方独立行政法人法第二十一条第三号に掲げる業務の用に供するための自動車の取得のうち政令で定めるもの」を加える。

第七百一条の三十四第一項中「及び非課税独立行政法人」を「非課税独立行政法人及び非課税地方独立行政法人」に改め、「非課税独立行政法人」の下に「及び非課税地方独立行政法人」を加える。

第七百二条の二第一項中「及び地方開発事業団」を「地方開発事業団及び非課税地方独立行政法人」に改める。

第七百四十四条第一項中「地方開発事業団」の下に「非課税地方独立行政法人」を加え、同条第二項中「及び地方開発事業団」を「地方開発事業団及び非課税地方独立行政法人」に改める。

(地方公務員法の一部改正)
第十一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「且つ」を「かつ」に改め、「運営」の下に「並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施」を加える。
第二条中「以下同じ。」を削り、「てい、触する」を「抵触する」に改める。
第三条第一項中「地方公務員」の下に「地方

方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第 号）第二

条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のすべての公務員をいう。以下同じ。）を加え、同条第三項中「左に」を「次に」に改め、同項に次の一号を加える。

六 特定地方独立行政法人の役員
第八条第六項中「国又は」を「国若しくは」に改め、「機関」の下に「又は特定地方独立行政法人」を加える。
第二十九条第二項中「他の地方公共団体」の下に「若しくは特定地方独立行政法人」を加え、「前項各号の一」を「前項各号のいずれか」に改める。

第三十六条第二項中「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第四号中「地方公共団体の庁舎、施設等」を「地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎（特定地方独立行政法人にあつては、事務所。以下この号において同じ）、施設等」に改め、「その他地方公共団体」の下に「又は特定地方独立行政法人」を加え、同条第五項中「行政」の下に「及び特定地方独立行政法人の業務」を加える。

第五十五条の二第三項中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

(行政書士法の一部改正)
第十二条 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「以下同じ。」の下に「特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第 号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を加える。
第五条第五号中「特定独立行政法人」の下に「特定地方独立行政法人」を加える。
(国家公務員退職手当法の一部改正)
第十三条 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正

する。
第十三条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「地方公共団体」の下に「又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第 号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下この条において「特定地方独立行政法人」という。）を、「規定」の下に「又は当該特定地方独立行政法人の退職手当の支給の基準（同法第四十八条第二項又は第五十一条第二項に規定する基準をいう。）を、「その者の当該地方公共団体」の下に「又は特定地方独立行政法人」を加える。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)
第十四条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。
6 地方公共団体は、地方独立行政法人に出資した固定資産のうち、当該地方独立行政法人が当該年度において固定資産税を課されるべきものについては、第一項の規定にかかわらず、当該年度の市町村交付金を交付しない。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)
第十五条 地方公務員等共済組合法（昭和三十一年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。
4 特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第 号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員は、政令で定めるところにより、設立団体（同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。）の職員を組合員とする組合のうちいずれか一の組合の組合員となるものとする。

第七十条の二中「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 育児休業手当金は、同一の育児休業について雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の規定による育児休業給付の支給を受けることができるときは、支給しない。

第七十条の三第三項中「（昭和四十九年法律第百十六号）」を削る。
第七十一条中「第七十条の二ただし書」を「第七十条の二第一項ただし書」に改める。

第七十一条中「第七十条の二ただし書」を「第七十条の二第一項ただし書」に改める。
第七十条の二第一項ただし書中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改め、「組合員」の下に「（特定地方独立行政法人の職員である組合員を除く。）」を加え、同条に次の二項を加える。

6 特定地方独立行政法人の職員である組合員（職員団体の事務に専ら従事する者を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは「特定地方独立行政法人の負担金及び地方公共団体の負担金」と、同項第一号から第四号までの規定中「地方公共団体の負担金」とあるのは「特定地方独立行政法人の負担金」として、同項の規定を適用する。

7 特定地方独立行政法人の職員である組合員で職員団体の事務に専ら従事するものに係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは「職員団体の負担金、特定地方独立行政法人の負担金及び地方公共団体の負担金」と、同項第一号から第二号までの規定中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第三号中「地方公共団体の負担金」とある

のは「特定地方独立行政法人の負担金」と、同項第四号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

第百十六條第一項中「機関」の下に「特定地方独立行政法人」を加え、「同条第五項を「同条第五項から第七項まで」に改め、「の規定により地方公共団体」の下に「特定地方独立行政法人」を加える。

第百三十八條中「都道府県」の下に「又は特定地方独立行政法人」を加える。

第百四十條第一項中「機関」の下に「特定地方独立行政法人」を、「及び「地方公共団体」の下に「特定地方独立行政法人」を加え、「同条第五項」を「同条第五項から第七項まで」に改める。

第百四十一條第一項中「第六章中「給料」とあるのは「」の下に「組合の」を加え、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、同条の次に次の一条を加える。

（職員引継一般地方独立行政法人の役員に係る特例）

第百四十一條の二 職員引継一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第五十九條第二項に規定する移行型一般地方独立行政法人であつて同項の規定により設立団体（同法第六條第三項に規定する設立団体をいう。）の職員が当該移行型一般地方独立行政法人の同法第二十条に規定する職員となつたものをいう。以下この条及び第百四十四條の三第一項第十一号において同じ。）の役員（同法第十二條に規定する役員及び職員引継一般地方独立行政法人に使用され、職員引継一般地方独立行政法人から給与を受ける者をいう。）のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者（地方公務員の休職又は停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事由により地方公務員の休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その他主務省

令で定める者を含む。）は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、第三條第四項中「特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二十號）第二條第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人（第百四十一條の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」と、「組合の」とあるのは「組合（職員引継一般地方独立行政法人が公立大学法人（同法第六十八條第一項に規定する公立大学法人をいう。）である場合には、公立学校共済組合）」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人」と、第六章中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第九章及び第百四十四條の三十一（見出しを含む。）中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人」とする。

第百四十二條第二項の表第七十條の二の項中「第七十條の二」を「第七十條の二第一項」に改める。

第百四十三條第四項中「第七十條の二ただし書」を「第七十條の二第一項ただし書」に、「同条ただし書」を「同項ただし書」に改める。

第百四十四條の三第一項に次の一号を加える。

十一 地方独立行政法人法第五十五條に規定する一般地方独立行政法人（職員引継一般地方独立行政法人を除く。）
第百四十四條の三十一（見出しを含む。）中「地

方公共団体」の下に「又は特定地方独立行政法人」を加える。

附則第十四條の四第四項中「地方公共団体」の下に「特定地方独立行政法人、第百四十一條の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人」を加える。

（地方公務員災害補償法の一部改正）

第十六條 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一號）の一部を次のように改正する。

目次中「非常勤の地方公務員」を「非常勤の地方公務員等」に改める。

第一條中「地方公務員」を「地方公務員等」に、「地方公共団体」を「地方公共団体等」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二條第一項を次のように改める。

この法律で「職員」とは、次に掲げる者をいう。

一 常時勤務に服することを要する地方公務員（常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものを含む。）

二 一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二十號）第五十五條に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員（同法第十二條に規定する役員をいう。第六十九條において同じ。）及び一般地方独立行政法人に使用される者で、一般地方独立行政法人から給与を受けるもののうち常時勤務することを要する者（常時勤務することを要しない者のうちその勤務形態が常時勤務することを要する者に準ずる者で政令で定めるものを含む。）

第二條第二項中「公務」の下に「（一般地方独立行政法人の業務を含む。第十五條及び第六十九條第一項を除き、以下同じ。）」を加え、同条第五項中「第一項」を「第一項第一号」に、

「これらの給与に相当する給与」を「これらの給与に相当する給与、地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二條第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員にあつては総務省令で定める給与」に改め、同条第六項中「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同項第五号中「地方公共団体」の下に「（職員が当該地方公共団体が設立した地方独立行政法人に在職していた期間にあつては、当該地方独立行政法人）」を加える。

第十三條の見出しを「（地方公共団体等の便宜の供与）」に改め、同条第一項中「機関」の下に「又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二條第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の理事長」を、「その他地方公共団体」の下に「又は特定地方独立行政法人」を加える。

第三十七條第三項中「属する任命権者」を「任命権者（地方独立行政法人の職員にあつては、当該地方独立行政法人の理事長。第四十五條において同じ。）」に改める。

第四十九條第一項中「同じ。」の下に「及び地方独立行政法人」を加え、同条第三項中「地方公共団体」の下に「又は地方独立行政法人」を加える。

第五十條中「地方公共団体」の下に「及び地方独立行政法人」を加える。

第五十八條第一項中「地方公共団体が」を「地方公共団体（職員が地方独立行政法人に在職中に公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合にあつては、当該地方独立行政法人。以下この項において同じ。）が」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

第六十七條第一項中「属する地方公務員」の下に「及び一般地方独立行政法人の職員」を加える。

第七章 非常勤の地方公務員を「第七章 非常勤の地方公務員等」に改める。
第六十九條の見出しを「（非常勤の地方公務

(地方独立行政法人法第六條第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。)の条例」と、第三條第一項及び第五條第一項中「条例」とあるのは「設立団体の条例」とする。

3 設立団体(地方独立行政法人法第六條第三項に規定する設立団体をいう。)が二以上である場合における前項の規定の適用については、同項中「設立団体(地方独立行政法人法第六條第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。)」とあるのは「地方独立行政法人法第九十條第四項の規定によりその条例を特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体(以下「条例適用設立団体」という。))の」と、「設立団体の条例」とあるのは「条例適用設立団体の条例」とする。

第二十二條 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正

第二十二條 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

第五條第一号ハ中「並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二條に規定する地方公務員」を、「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二條に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第二條第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員」に改め、同條第二号及び第三号中「及び地方公共団体を」、「地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同條第四号中「又は地方公共団体」を、「地方公共団体又は地方独立行政法人」に、「又は独立行政法人等」を、「独立行政法人等又は地方独立行政法人」に改める。

第十四條第一項中「地方公共団体」の下に「地方独立行政法人」を加える。
(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第二十三條 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第二号ト中「二からへまで」を「二からトまで」に、「へ」を「ト」に改め、同号トを同号チとし、同号へを同号トとし、同号ホ中「認可を要する法人」の下に「(地方独立行政法人を除く。)」を加え、同号ホを同号へとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第二條第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)

第十條第一項中「第二條第二号ハに掲げるもの」を「第二條第二号ハに掲げるもの並びに同号ホに掲げる者及びその者の長」に改める。
(行政機関の保有する個人情報に関する法律の一部改正)

第二十四條 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第四條第三号中「又は地方公共団体」を、「地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第二條第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」に改める。

第八條第二項第三号中「又は地方公共団体」を、「地方公共団体又は地方独立行政法人」に改める。
第十四條第二号ハ中「並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二條に規定する地方公務員」を、「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二條に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員」に改め、同條第三号及び第六号中「及び地方公共団体」を、「地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同條第七号中「又は地方公共団体」を、「地方公共団体又は地方独立行政法人」に、「又は独立行政法人等」を、「独立行政法人等又は地方独立行政法人」に改める。

独立行政法人等又は地方独立行政法人」に改める。
第二十三條第一項中「地方公共団体」の下に「地方独立行政法人」を加える。
(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第二十五條 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第四條第三号中「又は地方公共団体」を、「地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第二條第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」に改める。

第九條第二項第三号中「又は地方公共団体」を、「地方公共団体又は地方独立行政法人」に改める。

第十四條第二号ハ中「並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二條に規定する地方公務員」を、「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二條に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員」に改め、同條第三号及び第四号中「及び地方公共団体」を、「地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同條第五号中「又は地方公共団体」を、「地方公共団体又は地方独立行政法人」に、「又は独立行政法人等」を、「独立行政法人等又は地方独立行政法人」に改める。

第二十三條第一項中「地方公共団体」の下に「地方独立行政法人」を加える。
第三章 法務省関係
(人権擁護法の一部改正)

第二十六條 人権擁護法(平成十五年法律第 号)の一部を次のように改正する。
第八十一條ただし書中「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」に改め、「企業職員」の下に「地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第四十七條の職員」を加え、「地方公営企業労働関係法(昭和

和二十七年法律第二百八十九号)第三條第二項」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三條第四号」に改める。

第四章 財務省関係
(所得税法の一部改正)

第二十七條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表地方道路公社の項の次に次のように加える。

地方独立行政 地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第二十八條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表地方道路公社の項の次に次のように加える。

地方独立行政 地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)

(消費税法の一部改正)

第三十一條 消費税法(昭和六十三年法律第百八

号)の一部を次のように改正する。
別表第三第一号の表地方道路公社の項の次のように加える。

地方独立行政 法人	地方独立行政法人法(平成 十五年法律第 号)
--------------	------------------------------

第五章 文部科学省関係

(学校教育法の一部改正)

第三十二条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「地方公共団体」の下に「地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)」

第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ。」を加える。

第一百一条の次に次の一条を加える。

第一百一条の二 地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人は、第二

項の規定にかかわらず、当分の間、大学以外の学校を設置することができない。

(教育公務員特例法の一部改正)
第三十三条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「公立学校」の下に「地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)」

第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。以下同じ。」を加える。

(社会教育法の一部改正)

第三十四条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第四十三条中「この章及び第五十二条において」を削り、「この章中以下「学校」という」を「同項に規定する公立学校をいう。以下同じ」に改める。

第四十四条第一項中「学校の管理機関」を「学校(国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。の管理機関)に改め、同条第二項中「公立の大学にあつては設置者である地方公共団体の長、大学以外の公立学校にあつては」を「公立学校のうち、大学にあつては設置

者である地方公共団体の長又は公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。第四十八条第一項において同じ。の理事長、大学以外の学校にあつては)に改める。

第四十八条第一項中「公立学校の管理機関はそれぞれの管理に属する学校」を「地方公共団体の長は当該地方公共団体が設置する大学又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する大学に対し、地方公共団体に設置されている教育委員会は当該地方公共団体が設置する大学以外の公立学校」に改める。

(著作権法の一部改正)
第三十五条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二号中「機関又は」を「機関、」に改め、「同じ。」の下に「又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を加え、同条第四号中「又は独立行政法人」を「独立行政法人又は地方独立行政法人」に改める。

第十八条第三項第三号中「を地方公共団体」「(地方公共団体)及び「機関」の下に「又は地方独立行政法人」を加え、同条第四項第三号から第五号までの規定中「の機関」の下に「又は地方独立行政法人」を加える。

第十九条第四項各号中「の機関」の下に「若しくは地方独立行政法人」を加える。

第三十二条第二項及び第四十条第二項中「又は独立行政法人」を「独立行政法人又は地方独立行政法人」に改める。

第四十二条の二及び第九十条の二第四項各号中「の機関」の下に「若しくは地方独立行政法人」を加える。

(大学の教員等の任期に関する法律の一部改正)
第三十六条 大学の教員等の任期に関する法律(平成九年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「大学共同利用機関法人等」の下に「公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。)」を、「国立大学法人、大学共同利用機関法人等」の下に「公立大学法人」を加える。

第五条の見出し中「国立大学」の下に「公立大学法人の設置する大学」を加え、同条第一項及び第二項中「国立大学法人」の下に「公立大学法人」を加え、同条第三項中「学校法人」を「公立大学法人(地方独立行政法人法第七十一条第一項ただし書の規定の適用を受けるものに限る。又は学校法人)」に改め、同条第四項中「国立大学法人」の下に「公立大学法人」を加える。

(文部科学省設置法の一部改正)
第三十七条 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十八号中「文教施設」の下に「並びに地方独立行政法人が設置する文教施設」を加える。

第六章 厚生労働省関係
(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)
第三十八条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条の七に次の一項を加える。

2 都道府県又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。次条において同じ。が精神病院を設置している場合には、当該都道府県については、前項の規定は、適用しない。

第十九条の八中「及び都道府県」を「都道府県並びに都道府県又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人(以下「国等」という。)」に改める。

第二十九条第一項中「且つ」を「かつ」に、「国若しくは都道府県」を「国等」に改め、同条第四項中「国又は都道府県」を「国等」に改める。

第二十九条の六第一項中「国若しくは都道府県」を「国等」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十九条の七中「国若しくは都道府県」を「国等」に、「行なつた」を「行つた」に、「国又は」を「国等又は」に改める。

(生活保護法の一部改正)
第三十九条 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十条の見出し中「及び市町村」を「市町村及び地方独立行政法人」に改め、同条第二項中「市町村」の下に「及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を加え、同条第三項中「及び市町村」を「市町村及び地方独立行政法人」に改める。

第四十一条第一項中「及び市町村の外」を「市町村及び地方独立行政法人のほか」に改める。

第四十五条第一項中「市町村」の下に「及び地方独立行政法人」を加える。

(結核予防法の一部改正)
第四十条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第三項中「若しくは独立行政法人国立病院機構」を「独立行政法人国立病院機構若しくは地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第三十三条及び第五十七号において同じ。)」に改める。

第三十三条及び第五十七号第一号中「地方公共団体」の下に「又は地方独立行政法人」を加える。

(地方公営企業労働関係法の一部改正)

第四十一条 地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地方公営企業等の労働関係に関する法律
第一条中「企業」の下に「及び特定地方独立行政法人」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第二条中「企業」の下に「及び特定地方独立行政法人」を加え、「且つ」を「かつ」に改める。

第三条を次のように改める。

（定義）
第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 地方公営企業 次に掲げる事業（これに附帯する事業を含む）を行う地方公共団体が経営する企業をいう。

イ 鉄道事業

ロ 軌道事業

ハ 自動車運送事業

ニ 電気事業

ホ ガス事業

ヘ 水道事業

ト 工業用水道事業

チ イからトまでの事業のほか、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第三項の規定に基づく条例又は規約の定めるところにより同法第四章の規定が適用される企業

二 特定地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第 号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。

三 地方公営企業等 地方公営企業及び特定地方独立行政法人をいう。

四 職員 地方公営企業又は特定地方独立行政法人に勤務する一般職に属する地方公務員をいう。

第五条に次の一項を加える。

3 地方公営企業等は、職を新設し、変更し、又は廃止したときは、速やかにその旨を労働委員会に通知しなければならない。

第六条第一項中「もつぱら」を「専ら」に、「地方公営企業」を「地方公営企業等」に改め、同条第二項中「地方公営企業」を「地方公営企業等」に改める。

第七条ただし書中「地方公営企業」を「地方公営企業等」に改める。

第八条の見出し中「てい、触する」を「抵触する」に改め、同条第一項中「長は、」の下に「地方公営企業において、」を加え、「てい、触する」を「抵触する」に、「てい、触し」を「抵触し」に、「但し」を「ただし」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項又は第二項」に、「てい、触する」を「抵触する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 特定地方独立行政法人の理事長は、設立団体（地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）の条例に抵触する内容を有する協定を締結したときは、速やかに、当該設立団体の長に対して、その協定が条例に抵触しなくなるために必要な条例の改正又は廃止に係る議案を当該設立団体の議会に付議して、その議決を求めるよう要請しなければならない。

3 前項の規定による要請を受けた設立団体の長は、その要請を受けた日から十日以内に、同項の協定が条例に抵触しなくなるために必要な条例の改正又は廃止に係る議案を当該設立団体の議会に付議して、その議決を求めるものとする。ただし、当該設立団体の議会がその要請を受けた日から起算して十日を経過した日に開会しているときは、次の議会に速やかにこれを付議するものとする。

第九条の見出し中「てい、触する」を「抵触する」に改め、同条中「その定める」を「地方公

営企業において、当該地方公共団体の長その他の地方公共団体の機関の定める」に、「てい、触する」を「抵触する」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「てい、触し」を「抵触し」に改める。

第十一条第一項中「地方公営企業」を「地方公営企業等」に、「そのかし」を「唆し」に改め、同条第二項中「地方公営企業」を「地方公営企業等」に改める。

第十二条中「地方公共団体」の下に「及び特定地方独立行政法人」を加える。

第十三条第一項、第十四条及び第十五条中「地方公営企業」を「地方公営企業等」に改める。

第十六条を次のように改める。

（仲裁裁定）
第十六条 地方公営企業等とその職員との間に発生した紛争に係る仲裁裁定に対しては、当事者は、双方とも最終的決定としてこれに服従しなければならない。

2 地方公共団体の長は、地方公営企業とその職員との間に発生した紛争に係る仲裁裁定が実施されるように、できる限り努力しなければならない。ただし、当該地方公営企業の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とする仲裁裁定については、第十条の規定を準用する。

3 第八条第一項及び第四項の規定は当該地方公共団体の条例に抵触する内容を有する仲裁裁定について、第九条の規定は当該地方公共団体の規則その他の規程に抵触する内容を有する仲裁裁定について準用する。

4 設立団体は、特定地方独立行政法人がその職員との間に発生した紛争に係る仲裁裁定を実施した結果、その事務及び事業の実施に著しい支障が生ずることのないように、できる限り努力しなければならない。

5 第八条第二項から第四項までの規定は、当該設立団体の条例に抵触する内容を有する仲裁裁定について準用する。

附則第四項中「地方公営企業」を「地方公

企業等」に改める。

附則第五項中「第三条第二項」を「第三条第四号」に、「身分取扱」を「身分取扱い」に改める。

（老人福祉法の一部改正）
第四十二条 老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「市町村」の下に「及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第 号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第十六条第二項において同じ。）」を加える。

第十六条第二項中「市町村」の下に「及び地方独立行政法人」を加える。

（社会保険労務士法の一部改正）
第四十三条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第八号中「という」の下に「、地方独立行政法人法（平成十五年法律第 号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）」を加える。

第八条第五号中「特定独立行政法人」の下に「、特定地方独立行政法人」を加える。

別表第二第八号中「及び厚生労働大臣」を「、厚生労働大臣」に改め、「相当する事務に従事した期間」の下に「及び特定地方独立行政法人の役員又は職員として厚生労働省の所掌事務に属する行政事務に相当する事務に従事した期間」を加える。

（児童手当法の一部改正）
第四十四条 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表中「定める地方公務員」の下に「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第 号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する者を除く。）」を加える。

第二十一条第一項中「又は国家公務員の育児

休業等に関する法律（平成三年法律第九号）
第三条第一項を「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二条第一項」に改める。

（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の一部改正）
第四十五条 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二條ただし書中「企業職員」の下に、「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百四十七号）の職員」を加え、「地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第百八十九号）第三条第二項」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第百八十九号）第三条第四号」に改める。

（独立行政法人国立病院機構法の一部改正）
第四十六条 独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二條の次に次の一条を加える。
（結核予防法の一部改正に関する経過措置）
第二十二條の二 前条の規定の施行の日が地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第百四号）第四十条の規定の施行の日後となる場合には、前条中「若しくは地方公共団体」とあるのは「若しくは」と、「地方公共団体若しくは独立行政法人国立病院機構」とあるのは「独立行政法人国立病院機構若しくは」とする。

（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正）
第四十七條 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十六條第一項中「都道府県又は」を「都道府県、」に改め、「いう」の下に「又は都道府県若しくは都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう）」を加える。

（農業改良助長法の一部改正）
第四十八條 農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四條中「都道府県農業試験場」を「都道府県試験研究機関等（都道府県の試験研究機関又は都道府県若しくは都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう）であつて試験研究に関する業務を行うものをいう。第十四條の二第四項において同じ。）に改める。

第十四條の二第四項中「都道府県の試験研究機関」を「都道府県試験研究機関等」に改める。
（森林・林業基本法の一部改正）
第四十九條 森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十四條中「及び都道府県」を「都道府県及び地方独立行政法人」に改める。
（水産基本法の一部改正）
第五十條 水産基本法（平成十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十七條中「及び都道府県」を「都道府県及び地方独立行政法人」に改める。
（牛海綿状脳症対策特別措置法の一部改正）
第五十一條 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第十條中「地方公共団体」の下に「地方独立行政法人」を加える。
第八章 経済産業省関係
（中小企業基本法の一部改正）
第五十二條 中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項第二号中「又は都道府県」を「地方公共団体又は地方独立行政法人」に改める。
（産業技術力強化法の一部改正）
第五十三條 産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十六條第一項に次の一号を加える。
五 その特許発明が地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人であつて、同法第六十八條第一項に規定する公立大学法人以外のものをいう。以下この条において同じ。）であつて試験研究に関する業務を行うものの役員又はその職員のうち専ら研究に従事する者（以下この条において「地方独立行政法人研究者」という。）がした職務発明である場合において、その地方独立行政法人研究者から特許を受ける権利を承継した当該地方独立行政法人

第十六條第二項に次の一号を加える。
五 その発明が地方独立行政法人研究者がした職務発明である場合において、その地方独立行政法人研究者から特許を受ける権利を承継した当該地方独立行政法人
第九章 国土交通省関係
（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正）
第五十四條 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十七條第一項中「又は関係する独立行政法人」を「関係する独立行政法人」に改め、「第五十一條の三第一項において同じ。」の長」の下に「又は関係する地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の理事長」を加える。

（航空・鉄道事故調査委員会設置法の一部改正）
第五十五條 航空・鉄道事故調査委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。
第十八條中「又は関係する独立行政法人」を「関係する独立行政法人」に改め、「独立行政法人をいう。」の長」の下に「又は関係する地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の理事長」を加える。

（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の一部改正）
第五十六條 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）の一部を次のように改正する。
第一條中「及び地方公共団体」を「地方公共団体及び地方独立行政法人」に改める。
第二條第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
3 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

第四條の見出しを「（地方公共団体及び地方独立行政法人の責務）」に改め、同条に次の一項を加える。
2 地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の事務及び事業に関し、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。
第十條の見出し中「（地方公共団体）」の下に「及び地方独立行政法人」を加え、同条第一項中「及び市町村」を「市町村及び地方独立行政法人」に改め、同条第二項中「当該都道府県又は」を「都道府県及び市町村にあつては当該都道府県及び」に改め、「応じて」の下に「地方独立行政法人にあつては当該地方独立行政法人の事

第二部 総務委員会会議録第十八号 平成十五年六月十日 【参議院】

務及び事業に應じて」を加え、同条第三項中「及び市町村」を「市町村及び地方独立行政法人」に改める。

第十一条中「及び市町村」を「市町村及び地方独立行政法人」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条の規定 個人情報保護に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

二 第二十四条の規定 行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

三 第二十五条の規定 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

四 第四十七条の規定 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）が電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）附則第四十七条の規定の施行の前である場合には、第五条中「第三十九条第一項」とあるのは、「第四十条第一項」とする。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第十四条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の規定は、平成十七年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金及び国有資産等所在都道府

県交付金（以下この条において「交付金」という。）について適用し、平成十六年度分までの交付金については、なお従前の例による。

(公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四條 施行日において公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第二項に規定する職員派遣をされている職員（地方公務員法第四条第一項に規定する職員をいう。以下この条において同じ。）に対する地方公務員等共済組合法の短期給付に関する規定の適用については、当該職員は、健康保険若しくは船員保険の被保険者又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であった期間、地方公務員共済組合（地方公務員等共済組合法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合をいう。以下この条において同じ。）の組合員であつたものとみなし、施行日の前日において現に健康保険法（大正十一年法律第七十号）若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による保険給付又は私立学校教職員共済法の規定による短期給付（以下この条において「保険給付等」という。）を受けている場合においては、当該保険給付等は、地方公務員等共済組合法に基づいて当該保険給付等に相当する給付として受けていたものとみなして、地方公務員共済組合は、施行日以後に係る給付を支給する。

(結核予防法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日が独立行政法人国立病院機構法附則第二十二條の規定の施行の前である場合には、第四十條中「若しくは独立行政法人国立病院機構」とあるのは「若しくは地方公共団体」と、「独立行政法人国立病院機構」とあるのは「地方公共団体」とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定

める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第七条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第五項第十一号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

(地方公営企業法の一部改正)

第八条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第九条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第四十五条中「地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三條第二項」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三條第四号」に改める。

(行政手続法の一部改正)

第十条 行政手続法（平成五年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第九号中「第二條に」を「第三條第一項に」に改める。

(国土交通省設置法の一部改正)

第十一条 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四十三條第四号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

平成十五年六月十六日印刷

平成十五年六月十七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F